

国立大学法人高知大学機種選定取扱細則

平成16年4月1日
規則第105号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学において、購入する物品及び借上物品の機種選定の適正を図るため、この細則を定める。

(定義)

第2条 この細則において「部局」とは、各学系、各学部（附属施設を含む。以下同じ。）、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、機構等及び事務局をいう。

2 この細則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(機種選定委員会)

第3条 購入物品及び借上物品の機種の選定を行うため、部局に機種の選定をする機種選定委員会（以下「委員会」という。）を必要の都度設けるものとする。

(委員の委嘱)

第4条 委員会は、部局長の諮問に応じて購入物品及び借上物品の機種選定を行うものとし、その委員は、部局長が関係者の意見を徴して委嘱するものとする。

2 委員会は、3人以上で構成するものとする。

3 委員長は、委員の互選によるものとする。

4 2部局以上の共同利用に係る物品の機種選定に当たっては、当該部局間で協議して委員を委嘱するものとする。

(対象とする物品)

第5条 委員会で機種選定の対象とする物品は、次に掲げる場合とする。ただし、国立大学法人高知大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱細則を適用するもの及び同取扱細則を準用するものは除く。

(1) 購入物品は、1品又は1式の価格が1,000万円以上のもの

(2) 借上物品は、年間借料の予定額が1,000万円以上のもの

(3) その他物品管理役が、委員会に付する必要があると判断した場合

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、機種選定をするものとする。

- (1) 物品の仕様、規格及び性能に関すること。
- (2) 類似機器に関すること。
- (3) 使用目的と選定機器との関連に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(選定結果の報告)

第7条 委員会が物品を選定したときは、委員長は選定理由書を作成し、関係書類を添付して、部局長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月5日規則第15号）

この要領は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月20日規則第15号）

この規則は、令和5年6月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）

この細則は、令和7年1月20日から施行する。